北方地域における旧漁業権補償措置に関する質問主意書

提出者

逢

誠

坂

_

北方地域における旧漁業権補償措置に関する質問主意書

太平洋戦争後、 我が国の漁業を図るために漁業制度改革が行われ、 昭和二十五年に漁業法が大きく改正さ

れ、 戦前からの旧漁業権はこの漁業法により白紙になり、 新たに漁業権が免許された。 この制度改革の際

旧漁業権者等はそれぞれの漁業権の内容に応じて国の補償を受けたが、 「歯舞諸島、 色丹島、 国後島、 択捉

島」(「北方地域」という。)の旧漁業権者等に対して、 漁業権補償は行われなかった。

その理由として政府は、昭和二十一年一月二十九日の 「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離する

ことに関する覚書」(「GHQ覚書」という。)により、 北方地域等は日本の施政権が及ば ない 「外郭地

域 に指定され、 旧漁業権も漁業制度改革の実施を待たずに消滅したとの見解を示している。

かしながら、 北方地域の旧漁業権の補償を行わないことは、 北方領土を我が国固有の領土とする政府の

方針と矛盾するものである。 外務省のホームページの「日本の領土をめぐる情勢」においても、 「日本はロ

シアより早く、 北方四島 (択捉島、 国後島、色丹島及び歯舞群島) の存在を知り、多くの日本人がこの地域

に渡航するとともに、 徐々にこれらの島々の統治を確立しました。 それ以前も、 ロシアの勢力がウルップ島

より南にまで及んだことは一度もありませんでした。一八五五年、 日本とロシアとの間で全く平和的、 友好

的な形で調印された日魯通好条約 をそのまま 確認するものでした。 それ以降も、 (下田条約) 北 は、 方四 当時自然に成立していた択捉島とウルップ島 島が外国の領土となったことはありません」 0 と示され 間 の国境

ており、 北方地 域の旧漁業権者からも、 過去、 約六十年にわたって毎年補償要求が行われてい

かかる北方地域の旧漁業権補償措置に関わる政府の取り組みは、 北方領土が我が国の固有の領土であると

いう政府の方針との整合性に疑義があるので、 以下質問する。

北方地 域の法的地位はどのようなものか。 すなわち、 国際法上および国内法上の地位について、 政府の

見解を具体的に示されたい。

現在に至る北方地 域における漁業権、 鉱業権、 不動産の所有に関する権利はどのようなものか。 政府の

見解を示されたい。

 \equiv 北方地 域の専用漁業権、 定置漁業権、 特別漁業権などの旧漁業権について、 政府の把握状況を示された

61

兀 昭和 .四十五年五月十一日の参議院の沖縄及び北方問題特別委員会において、大和田水産庁長官は、 昭

和二十一年一月二十九日に行政分離の総司令部の覚書が出ました時点において漁業法が失効して、したが

間 侵してはならない」に反する。 が停滞してきたからといって、 例えば、 か 消滅」したと答弁しているが、北方地域以外の小笠原諸島、 づく旧漁業権につきましては」「昭和二十一年一月二十九日付のGHQ覚書による行政分離によりまして して、一方的に失効していると表明しつづけるのは、 たる外交交渉が必要である。 ということで統一見解が行われておる」と答弁し、 いまして、 かる地域が本土に復帰した後の政治的措置により、 題特別委員会において、 日本とアメリカ、 その漁業法に基づいて免許された漁業権も失効する。 窪 田· 日本とロシアの二国間の高度に政治的な問題であり、 しかしながら、 北方地域においても、 北方地域の旧 水産庁振興部沿岸課長は、 温業権 日本とソビエト連邦、 昭和 の補償問題について、 小笠原諸島、 日本国憲法第二十九条第一 全て漁業権補償問題は解決している。 五十九年十一月二十八日の参議院 「北方四島なり小笠原なり沖縄の旧漁業法に基 奄美諸島、 一たん失効した漁業権は再び復活 奄美諸島、 あるいは、 沖縄では、 政府が利害関係者の意思を無視 沖縄のように、 日本とロシアとの外交交渉 項の 解決のためには長期にわ 日米間の交渉の結果、 「財産 の沖縄及び 権は、 領土問 政治的措置 これが しない 題は、 扎 を 方

Ŧi. 北方地域と同様にGHQ覚書により行政分離された他の諸島の旧漁業権補償問題については、 伊豆諸島

により旧漁業権補償問題を解決すべきではないか。

政府の見解を示されたい。

は本土並 ると思われる。 一み補償、 政 府 小笠原諸 は、 北方地 島 域とか 沖縄に対しては漁業振興資金等の措置がなされており、 かる伊豆諸 島、 小笠原諸 島 沖縄との間に著しい 著しい不均 不均衡が生じてい 一衡があ

ると認識しているのか、

見解を示されたい。

六 の権利を主張、 政府は一貫して北方地域を我が国固有の領土と主張しているが、 行使しないことは、 我が国固有の領土であるという主張と整合しないのではないか。 かかる地域の旧漁業権に関して、 政府 自ら

の見解を示されたい。

七 動 \exists り、 首相に要望書を提出している。 の実態上の権利の消滅をきたすものではないこと、および国においても同じ物権としての性格を有する不 |本国政 産所有者、 北海道弁護士会連合会が調査検討した結果、 府 国は の政治上又は行政上の権利の行使を一時的に停止することを命ずるものであるが、 鉱業権が右覚書にもかかわらず、 旧漁業権 の補償措置を講ずべきであるとの結論に至り、 この要望書では、 当時から現在まで存続していること」を指摘しているが、 北方地域の旧漁業権が消滅したという政府見解は誤りであ 「GHQ覚書は、 わが国の領土である前記諸 昭和六十三年十二月三日に竹下登 直ちに国民 島に対する

昭和四十五年五月十一日の参議院の沖縄及び北方問題特別委員会における大和田水産庁長官の、

|昭和二

十一年一月二十九日に行政分離の総司令部の覚書が出ました時点において漁業法が失効」したという答弁

とは相反するものである。他の物権の存続は認めつつも、 旧漁業権のみ失効していると答弁することは、

政府は北方地域の旧漁業権の所有者の財産権を侵害するものであり、日本国憲法第二十九条第一項に反す

るのではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。